

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成19年6月7日(2007.6.7)

【公開番号】特開2007-70789(P2007-70789A)

【公開日】平成19年3月22日(2007.3.22)

【年通号数】公開・登録公報2007-011

【出願番号】特願2006-149544(P2006-149544)

【国際特許分類】

D 0 6 N 7/04 (2006.01)

B 3 2 B 27/30 (2006.01)

【F I】

D 0 6 N 7/04

B 3 2 B 27/30 A

【手続補正書】

【提出日】平成19年4月12日(2007.4.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

紙質基材上に少なくとも発泡樹脂層が形成されている発泡壁紙であって、

(1) 発泡樹脂層が、発泡剤含有樹脂層を発泡させて形成した層であり、

(2) 発泡剤含有樹脂層が、アクリル酸及びメタクリル酸の少なくとも1種のモノマーとエチレンとの組み合わせにより得られる共重合体を樹脂成分として含む樹脂組成物により形成された層である、

ことを特徴とする発泡壁紙。

【請求項2】

前記共重合体が、エチレン-メタクリル酸共重合体、エチレン-アクリル酸共重合体及びアイオノマー樹脂の少なくとも1種である、請求項1に記載の発泡壁紙。

【請求項3】

前記共重合体が、水素結合を有する、請求項1に記載の発泡壁紙。

【請求項4】

前記共重合体が、メルトフローレート値0.1~60g/10分(190, 2.16kg)である、請求項1~3のいずれかに記載の発泡壁紙。

【請求項5】

前記共重合体が、樹脂組成物中70~100重量%含有する、請求項1~4のいずれかに記載の発泡壁紙。

【請求項6】

さらに非発泡樹脂層を有し、前記非発泡樹脂層は、紙質基材から順に発泡樹脂層及び非発泡樹脂層となるように形成されている、請求項1~5のいずれかに記載の発泡壁紙。

【請求項7】

紙質基材と発泡樹脂層との間にさらに非発泡樹脂層が形成されている、請求項1~6のいずれかに記載の発泡壁紙。

【請求項8】

シート最表面層の上からエンボス加工がなされている、請求項1~7のいずれかに記載の発泡壁紙。